

新たに「セブン・イレブン」で免税サービスを開始！ 11月15日(金)から沖縄県内4店舗にて実施

株式会社セブン・イレブン・沖縄（本社：沖縄県那覇市、代表取締役社長：久鍋 研二）は、外国人旅行客を対象に11月15日（金）9：00より、沖縄県内の4店舗にて新たに免税サービスを開始いたします。

セブン・イレブンでの免税サービスは、店舗でのお支払い時、免税カウンターで決済いただきます。

セブン・イレブンは、今後も魅力にあふれるサービスを通じ、お客様のニーズにお応えしてまいります。

なお、セブン銀行のATMは、海外で発行されたキャッシュカードやクレジットカードでの現金引き出しが可能です。

記

<免税サービスの概要>

・実施日 2019年11月15日（金）9：00～

・実施店

- ①国際通OTSビル店（那覇市）
- ②国際通松尾1丁目店（那覇市）
- ③新天地浮島店（那覇市）
- ④那覇松山1丁目店（那覇市）



※今後、店舗立地を精査した上で拡大の予定

・サービス概要

・お客様のお買物の流れ

- ①対象商品をレジカウンターに新規設置された「免税カウンター」へ
- ②ご購入商品、ご本人パスポート、ご利用カード（クレジットをご利用の場合）をご提示
- ③購入者誓約書にサイン
- ④「合計」の金額から消費税を除いた金額をお支払い

・4つの言語（繁体字、簡体字、英語、タイ語）による

「接客指さし会話[®]シート（株式会社情報センター出版局の登録商標）」をカウンターに設置

・対象商品

「消耗品」：飲食品、飲料類、酒、化粧品等

「一般物品」：日用品等

*対象商品における免税適用の購入額は上記でそれぞれ異なります。

*対象商品は、個人使用および日本国外へ持ち出すものに限りです。

・ご参考

セブン・イレブン・ジャパンでの免税サービス実施店舗数：約1,800店

以上